

平成30年度 伊豆市立熊坂小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する考え方

どの学校でも、どの子にもいじめは起こり得る
いじめを絶対に許さない学校づくりを行う
いじめの兆候の把握と迅速な対応を徹底する

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

3 児童の実態

- 明るく元気がよい。
- 異学年の子どもと仲良く関わり合うことができる。
- 正しい判断をして行動することが苦手である。
- 人と同じであることに安心し、違いを認めることが苦手である。

4 いじめの未然防止

(1) 学校体制での取組

- ア 学校教育目標を「気づき 考え やり抜く子」、重点目標を「・自分の考えをもち、相手の反応を見ながら話す、聞く ・あいさつを相手の心にとどける ・ねばり強く運動をやり抜く」とし、正しい判断力と思いやりの心を育成する。
- イ 道徳教育の充実
児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 人権教育の充実
人権教育全体計画に基づき、温かい人間関係の構築を図る。
- エ 日常の子どもに寄り添った指導
子どもとの対話、日記指導等を通して、子どもの小さな変化を見逃さない。
- オ 教職員の資質向上
 - ・いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるという意識を全員が持つ。
※チェックリストを利用して、子どもたちを観察する。
 - ・職員会議や「子どもを語る会」で、児童の実態を話し合い、必要に応じて事例研究を行う。
 - ・生徒指導の機能を生かした授業づくり。
 - ・教育相談の状況を共有して、全校体制でいじめに対応する。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

ア 相手を尊重し合う集団づくり

- ・地区、学年、児童会によるあいさつ運動を行う。
- ・友達を呼ぶときは、「さん」付けをする。
- ・やさしい言葉遣いで友達と接する。
- ・相手の目を見て、最後まで話を聞く。
- ・「キラッとさん」活動を通じて、友達の良さを見付ける。

イ 正しい判断力を養い、自己決定する場の設定

- ・授業において、自分の考えを持つ。
- ・問題が起きたときに、自分たちで話し合 っ て解決していく。

ウ いじめ防止月間の設定

- ・6月をいじめ防止月間として、いじめについて話合う学級活動を実施する。
- ・熊坂小いじめ撲滅スローガン「笑顔いっぱい やさしさいっぱい」に向けて、各学年でスローガンを決定し、実践する。

エ 縦割り活動の充実

- ・遠足、運動会などの学校行事や清掃などの日常活動に縦割りグループで取組み、他学年に進んで関わる。
- ・誰もが楽しめる縦割り遊びを計画的に行う。

(3) 保護者や地域への啓発

ア 保護者からの情報の提供

懇談会などで児童の人間関係について話題にし、いじめに関する情報を得る。

イ 道徳授業の公開

授業参観日に、全ての学年で道徳の授業（内容項目：思いやり・親切、公正・公平）を公開する。

ウ 地域との連携

- ・「学校関係者評価委員会」や「民生委員と語る会」などを通して、地域での子ども様子を知り、連携した体制をつくる。
- ・運動会などの学校行事や日々の授業に地域の方を招き、児童との交流の場を設定する。また、学校を開き、地域全体で子どもを見守る体制をつくる。

5 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童への定期的な調査と相談

- [1学期] …6月を教育相談月間とし、全児童に対して、アンケート調査を実施する。担任が全児童と教育相談を行う。必要に応じて、全職員で相談に当たる。
- [2学期] …全児童に対して、アンケート調査を実施した後、希望者と担任または関係職員が教育相談を行う。
- [3学期] …全児童に対して、アンケート調査を実施した後、希望者と担任または関係職員が教育相談を行う。
- [通 年] …相談窓口（ホームページ）を活用して、教育相談を行う。
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの訪問時に、様子を見ていただく。

(2) 保護者への情報提供

- ・ 7月に行う全保護者対象の教育相談で子どもの人間関係についての話をし、地域や家庭での様子の情報を得る。
- ・ 年間を通して、希望する保護者と教育相談を行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの訪問日を知らせ、相談窓口を設ける。

(3) 教職員による観察や情報の共有

- ・ チェックリストを基に、子どもの様子を観察する。
- ・ 日常的に子どもの話ができる職員室の雰囲気作りをする。
- ・ 教職員による職員会議や「子どもを語る会」などで、情報交換や情報の提供を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 学活、総合的な学習の時間、道徳を中心に全教育活動を通して、ネットモラル及びネチケットを指導する。また、保護者に対して、学校便り、学級便り、長期休業のお便り等で、啓発をする。
- ・ 学校内の児童の携帯電話の所持は許可制とし、登校後は職員室で管理する。

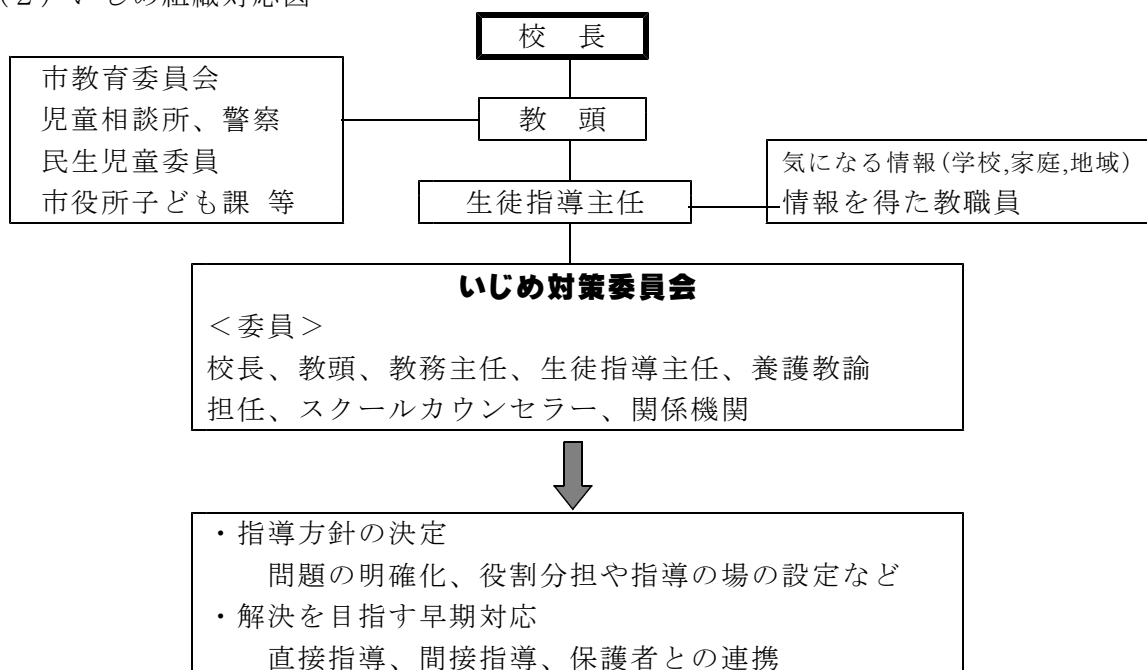
6 いじめの早期対応のための措置

- ・ 校長を中心として、学校・家庭・地域が連携を図り、一体となった教育活動を推進する。
- ・ 校長を中心としたいじめ問題への効果的な対応組織を確立する。

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会を設置し、いじめが発覚したら、校長の指示の基、速やかに委員を招集する。

(2) いじめ組織対応図



(3) いじめ対策委員会の決定を受けた具体的措置

ア 情報の収集と分析

アンケート調査、聞き取り調査等により、正確な情報の収集と分析を行う。

イ 情報の共有化

指導方針の共通理解を図る。

ウ 関係児童、集団への指導

個別への対応、集団への対応を丁寧に行う。

エ 家庭・地域・外部関係機関との連携

家庭・地域・関係機関等への報告・連絡・相談を行う。

(4) いじめに対する事後措置

- ・再発防止のため組織を活用する。
- ・必要に応じて、専門家の協力を得る。
- ・安心して学習を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた子の保護者といじめた子の保護者との間で争いが起きないように、保護者と情報を共有する。

(5) 重大事態への対処

- ・設置者の判断の基、組織を設け、調査を行う。
- ・学校は、設置者の指導および支援を受ける。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・書き込み内容を確認し、掲示板等の管理者・プロバイダに削除を依頼する。
- ・いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、警察に通報する。